

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-3
許認可等の種類	クリーニング業務従事者に対する講習会の指定			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法 第8条の3			
許認可等の概要	クリーニング業務従事者に対する講習会の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】平成元年3月27日付環指第46号厚生省生活衛生局長通知「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			